

非公式な経済から公式な経済への移行に関する勧告（第二百四号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、二千十五年六月一日にその第四百四回会期として会合し、

あらゆる側面において非公式な経済が多く発生していることが、労働者の権利（労働における基本的な原則及び権利を含む。）並びに社会的な保護、適切な労働条件、包摂的な成長及び法の支配にとつての主要な課題であり、また、持続可能な企業の発展、公の収入並びに特に、経済上、社会上及び環境上の政策に関する政府の措置の範囲、社会制度の健全性並びに国内市場及び国際市場における公正な競争に悪影響を与えることを認識し、

多くの人々が、公式な経済における機会の欠如の結果として、及び他の生活のための手段がないことから、自らの選択によることなく非公式な経済に入ること認め、

適切な仕事の不足（労働における権利の否定、質の高い雇用の十分な機会がないこと、不適當な社会的な保護及び社会的対話がないこと）が非公式な経済において最も著しいことを想起し、

非公式性が多数の原因（管理及び構造的な問題を含む。）を有すること及び社会的対話に関連して公の政策が公式な経済への移行の過程を速めることができることを認め、

千九百四十四年のフィラデルフィア宣言、千九百四十八年の世界人権宣言、千九百九十八年の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言及びその実施についての措置及び二千八年の公正なグローバル化のための社会正義に関する国際労働機関の宣言を想起し、

附属書に掲げる国際労働機関の八の基本条約その他関連する国際労働基準と国際連合の文書との関連性を再確認し、

国際労働総会が二千二年の第九十回会期において採択した適切な仕事及び非公式な経済に関する決議及び結論並びに附属書に掲げるその他関連する決議及び結論を想起し、

非公式な経済から公式な経済への移行が、包摂的な成長を達成し、及び全ての人のために適切な仕事の確保を実現するために不可欠であることを確認し、

移行中の既存の生計の保全及び改善を確保しつつ、労働者及び経済単位の非公式な経済から公式な経済への移行を可能とするため、加盟国が早急かつ適当な措置をとるための必要性を認識し、

使用者団体及び労働者団体が、非公式な経済から公式な経済への移行を容易にするに当たり、重要かつ積極的な役割を果たすことを認識し、

前記の会期の議事日程の第五議題である非公式な経済から公式な経済への移行に関する提案の採択を決定し、

その提案が勧告の形式をとるべきであることを決定して、

次の勧告（引用に際しては、二千十五年の非公式な経済から公式な経済への移行勧告と称することができ）を二千十五年六月十二日に採択する。

I 目的及び適用範囲

1 この勧告は、加盟国に対し、次のことを行うための指針を提供する。

(a) 労働者の基本的権利を尊重しつつ、並びに所得の保障、生計及び起業家精神の機会を確保しつつ、労働者及び経済単位の非公式な経済から公式な経済への移行を容易にすること。

(b) 公式な経済における企業及び適切な職業の創出、保全及び持続可能性並びに経済全般、雇用、社会的な保護その他の社会上の政策の整合性を促進すること。

- (c) 公式な経済の職業の非公式化を予防すること。
- 2 この勧告の適用上、「非公式な経済」とは、
- (a) 法令上又は慣行上、公式な取決めの適用を受けていない又は十分に適用を受けていない労働者及び経済単位による全ての経済活動をいう。
 - (b) 関連する国際条約に規定する不正な活動、特に、法令によって禁止されている役務の提供又は物品の生産、販売、所有若しくは使用（薬物の不正な生産及び取引、火器の不正な製造及び取引、人身取引並びに資金洗浄を含む。）を対象としない。
- 3 この勧告の適用上、非公式な経済における「経済単位」には、次のものを含む。
- (a) 労働者を雇用する単位
 - (b) 単独で又は家族に貢献する労働者の支援により自己のために労働する個人が所有する単位
 - (c) 協同組合並びに社会的及び連帯的な経済単位
- 4 この勧告は、非公式な経済において、特に、次に掲げる全ての労働者及び経済単位（企業、起業家及び家庭を含む。）について適用する。

- (a) 非公式な経済において経済単位を所有し、及び運用する者であつて次に掲げるものが含まれる。
 - (i) 自営労働者
 - (ii) 使用者
 - (iii) 協同組合並びに社会的及び連帯的な経済単位の構成員
- (b) 家族に貢献する労働者（公式な又は非公式な経済における経済単位で労働するかどうかを問わない。）
- (c) 公式な企業において若しくは当該企業のために又は非公式な経済における経済単位において若しくは当該経済単位のために非公式な仕事に従事する労働者（請負契約及びサプライ・チェーンにおいて雇用される者並びに家庭によつて有給で雇用される家事労働者を含む。）
- (d) 認識されていない又は規制されていない雇用関係における労働者
- 5 非公式な仕事は、経済の全ての部門、すなわち公共部門及び民間部門の双方において見いだすことができる。
- 6 2から5までの規定を実施するに当たり、また、加盟国の非公式な経済の多様性を踏まえ、権限のある機関は、この勧告に規定する非公式な経済の性質及び範囲並びに当該非公式な経済と公式な経済との関係

を特定すべきである。その特定に当たり、権限のある機関は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体の十分な参加を伴う三者の間の仕組みを利用すべきであり、これには、自国の慣行に従い、非公式な経済における労働者及び経済単位の参加に基づく代表的な団体の代表者を含めるべきである。

II 基本原則

7 公式な経済への移行を容易にするための一貫した、かつ、総合的な戦略を策定するに当たり、加盟国は、次の事項を考慮すべきである。

- (a) 非公式な経済における労働者及び経済単位の特徴、状況及びニーズの多様性並びに個々に適応する取組方法によりそのような多様性に対処するための必要性
- (b) 公式な経済への移行のための特有の自国の事情、法令、政策、慣行及び優先事項
- (c) 公式な経済への移行を容易にするために異なる及び複数の戦略を適用することができるという事実
- (d) 公式な経済への移行を容易にするに当たっての広範な政策分野に及ぶ一貫性及び調和の必要性
- (e) 非公式な経済において従事する全ての人の人権の効果的な促進及び保護
- (f) 法令及び慣行における労働の基本的な原則及び権利を尊重することによる全ての人のための適切な仕

事の実現

- (g) 特定の政策分野における指針を提供する最新の国際労働基準（附属書参照）
- (h) 性の平等及び性差による無差別の促進
- (i) 非公式な経済における最も深刻な適切な仕事の不足に対して特に弱い立場にある人（女性、若年層、移民、高齢者、先住民族及び部族、HIVと共に生きる者又はHIV若しくはエイズの影響を受けた者、障害を伴う者、家事労働者並びに自給のための農民を含む。）に特別の注意を払う必要性
- (j) 非公式な経済において労働者及び経済単位が有する起業家的な潜在能力、創造性、活力、技能及び革新的な能力を公式な経済への移行中に維持し、及び拡大すること。
- (k) 奨励措置と遵守措置とを結び付ける均衡のとれた取組の必要性
- (1) 脱税並びに社会及び労働に関する法令の適用の回避のために公式な経済から故意に回避し、又は離脱することを予防する必要性及びその回避に対して制裁措置をとる必要性

III 法令上及び政策上の枠組み

8 加盟国は、公式な経済への移行を容易にすることを目的とする法令、政策その他の措置の策定及び実施

を通報するため、自国の状況において、非公式性の要因、特徴、原因及び状況の適正な分析及び診断を行うべきである。

9 加盟国は、全ての種類の労働者及び経済単位の適当な適用対象及び保護を確保するため、国内法令その他の措置をとり、見直し、及び実施すべきである。

10 加盟国は、必要に応じ、政府の異なるレベルの役割を考慮しつつ、公式な経済への移行を容易にするための総合的な政策の枠組みが自国の開発のための戦略又は計画並びに貧困削減に関する戦略及び予算に含まれることを確保すべきである。

11 この総合的な政策の枠組みは、次の事項に対処すべきである。

- (a) 公式な経済における持続可能な開発、貧困の撲滅及び包摂的な成長のための戦略の促進並びに適切な職業の創出
- (b) 適当な法令上の枠組みの制定
- (c) 事業及び投資に資する環境の促進
- (d) 労働における基本的な原則及び権利の尊重、促進及び実現

- (e) 社会的対話を促進するための使用者及び労働者の組織及び代表
- (f) 職場における平等の促進並びにあらゆる形態の差別及び暴力（性別に基づく暴力を含む。）の撤廃
- (g) 起業家精神、零細企業、中小企業その他の形態のビジネス・モデル及び経済単位（協同組合その他の社会的な、かつ、連帯した経済単位等）の促進
- (h) 教育、生涯学習及び技能開発へのアクセス
- (i) 金融サービス（包摂的な金融部門を促進する規制枠組みによるものを含む。）へのアクセス
- (j) 企業サービスへのアクセス
- (k) 市場へのアクセス
- (l) 基盤及び技術へのアクセス
- (m) 部門別政策の促進
- (n) 社会的な保護の土台がない場合にはその土台の創設及び社会保障の範囲の拡大
- (o) 農村及び都市の双方の地域の開発のための戦略の促進（自給の生計のための公共スペースの使用のための規制されたアクセス及び公共の天然資源への規制されたアクセスを含む。）

- (p) 職業上の安全及び健康のための効果的な政策
- (q) 効率的及び効果的な労働監督
- (r) 所得の保障（適切に設定された最低賃金のための政策を含む。）
- (s) 司法への効果的なアクセス
- (t) 国際協力の仕組み

12 加盟国は、総合的な政策の枠組みを策定し、及び実施する場合には、自国の事情に応じ、政府の異なるレベルによる調整並びに関係する団体及び機関（税務当局、社会保障機関、労働監督機関、税関当局、移民機関、職業安定組織等）との協力を確保すべきである。

13 加盟国は、公式な経済への移行において、労働者又は経済単位が既存の財産の認定を得るために当該労働者又は経済単位のための措置をとることにより、並びに財産権及び土地へのアクセスを公式化するための措置をとることにより、当該労働者及び経済単位の所得の保障のための機会を保全する重要性を認識すべきである。

IV 雇用政策

14 加盟国は、公式な経済における質の高い雇用の創出という目的を達成するため、千九百六十四年の雇用政策条約（第二百二十二号条約）に従い自国の雇用政策を策定し、及び実施し、並びに自国の開発及び成長の戦略又は計画において、完全、適切及び生産的な職業並びに自由に選択された職業を主な目標とすべきである。

15 加盟国は、三者の間の協議に基づき、包括的な雇用政策の枠組みの実施を促進すべきであり、当該政策には、次に掲げる要素を含めることができる。

(a) 総需要、生産的な投資及び構造的な転換を支援し、持続可能な企業を促進し、ビジネスを行う上での信頼を支援し、並びに不平等に対処する雇用を促進する経済全般の政策

(b) 雇用を促進し、生産性を高め、及び構造的な転換の過程を容易にする貿易、産業、租税、部門別及び社会基盤に関する政策

(c) 二千七年の第九十六回国際労働総会において採択された持続可能な企業の促進に関する決議及び結論（零細企業、中小企業及び起業家精神に対する支援並びに公式化及び公正な競争を容易にするために十分に設定された、透明性が高い及び十分な説明が行われた規制に対する支援を含む。）を考慮しつつ、

持続可能な企業及び特に当該企業に資する環境のための条件を促進する企業の政策

- (d) 低所得の家庭が貧困から脱し、及び自由に選択された職業に就くために低所得の家庭を支援する労働市場に関する政策及び機関（適切に設定された賃金政策（最低賃金を含む。））、社会的な保障制度（現金給付を含む。）、公共職業安定プログラム及び保証、非公式な経済における人々に対する雇用サービスの更なる普及及び提供等）

- (e) 労働市場のニーズを考慮し、並びに適切な仕事及び移民労働者の権利を促進する移民労働政策

- (f) 生涯学習を支援し、労働市場の発展するニーズ及び新たな技術に対応し、並びに過去の学習（例えば、非公式な見習制度を通じて行われるもの）を認識し、それにより、公式な雇用の選択肢の拡大につながる教育及び技能の向上に関する政策

- (g) 若年層、特に不利な立場にある若年層の学校から職場への移行を容易にするための活性化のための包括的な措置（訓練及び継続する生産的な雇用へのアクセスを提供するための青少年保障制度等）

- (h) 特に、長期の失業状態にある人々、女性及び他の不利な立場にある人々が、失業状態又は労働への不参加の状態から労働に移行することを促進するための措置

(i) 労働市場の情報システムであって、関連する、利用しやすい、及び最新のもの

V 権利及び社会的な保護

16 加盟国は、非公式な経済における人々のために適切な仕事を達成し、並びに基本的な原則及び権利を尊重し、促進し、及び実現するため、次の事項について措置をとるべきである。

- (a) 結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認
- (b) あらゆる形態の強制労働の撤廃
- (c) 児童労働の実効的な廃止
- (d) 雇用及び職業に関する差別の撤廃

17 加盟国は、

(a) 非公式な経済においてしばしば特徴付けられる安全性を欠く及び不健康な労働条件に迅速に対処すべきである。

(b) 非公式な経済において使用者及び労働者に対して職業上の安全及び健康の保護を促進し、及び拡大すべきである。

18 加盟国は、公式な経済への移行により、法令及び慣行において、労働者のニーズを考慮に入れ、及び関連要素（生活費及び各国における一般的な賃金のレベルを含む。）を考慮に入れた社会保障、母性保護、適切な労働条件及び最低賃金を非公式な経済の全ての労働者に対し漸進的に拡大すべきである。

19 加盟国は、自国の社会保障制度において自国の社会的な保護の土台を構築し、及び維持し、並びに公式な経済への移行を容易にするに当たり、非公式な経済における人々及びその家族のニーズ及び状況に特別の注意を払うべきである。

20 加盟国は、公式な経済への移行により、非公式な経済における人々に対する社会保障の範囲を漸進的に拡大すべきであり、並びに必要な場合には、これらの人々の抛出の能力を考慮して、行政上の手続、給付及び抛出を適合させるべきである。

21 加盟国は、起業家精神及び雇用の機会において性の平等を促進し、並びに公式な経済への円滑な移行を可能とするため、負担しやすい質の高い保育その他の保健サービスの提供及び利用を奨励すべきである。

VI 奨励措置並びに法令の遵守及び執行

22 加盟国は、脱税並びに社会的な納付金及び労働法令の回避に対処するため、適当な措置（防止措置、法

令の執行及び効果的な制裁の組合せによるものを含む。)をとるべきである。全ての奨励措置は、非公式な経済から公式な経済への効果的な及び適時の移行を容易にすることと関連を有すべきである。

23 加盟国は、必要に応じ、公式な経済への移行にとっての障害を軽減し、並びに腐敗行為の防止の努力及び良い統治を促進するための措置をとるべきである。

24 加盟国は、公式な経済への効果的な移行のために奨励措置をとり、及び当該公式な経済への移行の利益を促進すべきである(企業サービス、金融、基盤、市場、技術、教育及び技能に関するプログラム並びに財産権のための機会の改善を含む)。

25 零細の及び小規模な経済単位を公式化することに関連し、加盟国は、次のことを行うべきである。

(a) 登録の費用及び手続に要する期間を短縮することにより、並びにサービスへのアクセスを向上させること(例えば、情報通信技術を通ずるもの)により、事業参入に関する改革を実施すること。

(b) 簡易化された税制及び納付金の評価並びに支払制度を導入することにより、法令遵守に係る費用を削減すること。

(c) 当該経済単位のための調達の手続及び量の適合、公共の入札への参加に関する研修及び助言の提供、

割当ての確保等の措置により、国内法令（労働法を含む。）に従い公共調達を利用する機会を促進すること。

(d) 融資及び資金、支払及び保険サービス、貯蓄、保障制度等の当該経済単位の規模及びニーズに応じた包摂的な金融サービスを利用する機会を改善すること。

(e) 起業家精神に関する教育訓練、技能開発及び個々に適応する事業開発サービスを利用する機会を改善すること。

(f) 社会保障の適用を利用する機会を改善すること。

26 加盟国は、公式な経済への移行を円滑にするため、国内法令の遵守（雇用関係の確認及び執行の確保を含む。）を確保するとの観点から、適当な仕組みを設け、又は既存の仕組みを見直すべきである。

27 加盟国は、十分かつ適切な監督制度を有し、労働者を保護するために非公式な経済における全ての職場に対し労働監督の対象を拡大し、及び執行機関のために指針（非公式な経済における労働環境に対処する方法を含む。）を提供すべきである。

28 加盟国は、情報の効果的な提供、関係法令に従うための支援及び関係者の能力開発を確保するために措

置をとるべきである。

29 加盟国は、効率的及び利用可能な不服申立ての手續を設けるべきである。

30 加盟国は、公式な経済への移行を円滑にするための防止措置及び適当な是正措置をとるべきであり、並びに不遵守について国内法に定める行政上、民事上又は刑事上の制裁が適切かつ厳格に科されることを確保すべきである。

VII 結社の自由及び社会的対話並びに使用者団体及び労働者団体の役割

31 加盟国は、非公式な経済にある人々が、結社の自由及び団体交渉権（団体、連合又は総連合を創設する権利並びに関係する団体の規則に従い、自己の選択により団体、連合又は総連合に加入する権利を含む。）を享受することを確保すべきである。

32 加盟国は、公式な経済への移行において、使用者及び労働者が団結権及び団体交渉権を行使し、並びに社会的対話に参加するため、これらの者にとって良好な環境を作り出すべきである。

33 使用者団体及び労働者団体は、適当な場合には、非公式な経済における労働者及び経済単位に対し、参加及びサービスを拡大すべきである。

34 加盟国は、非公式な経済に関連する政策及びプログラム（非公式な経済の公式化のための政策及びプログラムを含む。）を策定し、実施し、及び評価するに当たり、使用者団体及び労働者団体の最も代表的な団体と協議し、及び当該最も代表的な団体の積極的な参加を促進すべきであり、これには、自国の慣行に従い、非公式な経済における労働者及び経済単位の参加に基づく代表的な団体の代表者を含めるべきである。

35 加盟国並びに使用者団体及び労働者団体は、公式な経済への移行を円滑にするとの観点から、代表的な使用者団体及び労働者団体並びに非公式な経済における人々の代表的な団体が存在する場合には当該団体の能力を強化するため、並びに非公式な経済における労働者及び経済単位を支援するため、国際労働事務局に援助を求めることができる。

VIII データの収集及び監視

36 加盟国は、使用者団体及び労働者団体との協議の上、定期的に、

- (a) 可能及び適当な場合には、性、年齢、職場その他非公式な経済の規模及び構成に関する特別な社会経済的な特徴によって分類された統計（非公式な経済単位の数並びに雇用される労働者の数及びその部門

の数を含む。)を収集し、分析し、及び周知すべきである。

(b) 公式化への進捗状況を監視し、及び評価すべきである。

37 加盟国は、非公式な経済に関するデータ、統計及び指標の作成において使用される概念、定義及び方法を作成し、又は改定するに当たり、国際労働機関が提供する関連する指針、特に適当な場合には、二千三年に開催された第十七回国際労働統計会議が採択した非公式な雇用の統計的な定義に関する指針及びその後に変更されたものについて考慮すべきである。

IX 実施

38 加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議の上、必要に応じ、次に掲げる方法のうち一又は二以上のものによってこの勧告の規定を実施すべきであり、これには、自国の慣行に従い、非公式な経済における労働者及び経済単位の参加に基づく代表的な団体の代表者を含めるべきである。

(a) 国内法令

(b) 労働協約

(c) 政策及びプログラム

- (d) 政府機関と他の利害関係者との間の効果的な調整
 - (e) 制度上の能力開発及び資源の供給
 - (f) 国内法及び国内慣行に適合するその他の措置
- 39 加盟国は、必要に応じ、最も代表的な使用者団体及び労働者団体との協議により、公式な経済への移行を容易にするための政策及び措置の効果について定期的に見直しを行うべきであり、これには、自国の慣行に従い、非公式な経済における労働者及び経済単位の参加に基づく代表的な団体の代表者を含めるべきである。
- 40 加盟国は、公式な経済への移行を容易にするためにとる措置を定め、作成し、実施し、及び定期的に検討するに当たり、附属書に掲げる非公式な経済に関する国際労働機関及び国際連合の文書に定める指針を考慮すべきである。
- 41 この勧告のいかなる規定も、国際労働機関の他の文書が非公式な経済における者に与える保護を低減させるものと解するべきでない。
- 42 附属書は、国際労働事務局の理事会において改正することができる。そのように改正された附属書は、

理事会が承認して、先立つ附属書に代わるものとし、その旨が国際労働機関の加盟国に対して通知される。

附属書 非公式な経済から公式な経済への移行を容易にすることに関連する国際労働機関及び国際連
合の文書

国際労働機関の文書

基本条約

- 千九百三十年の強制労働条約（第二十九号）及び千九百三十年の強制労働条約の二千十四年の議定書
- 千九百四十八年の結社の自由及び団結権保護条約（第八十七号）
- 千九百四十九年の団結権及び団体交渉権条約（第九十八号）
- 千九百五十一年の同一報酬条約（第百号）
- 千九百五十七年の強制労働の廃止条約（第百五号）
- 千九百五十八年の差別（雇用及び職業）条約（第百十一号）
- 千九百七十三年の最低年齢条約（第百三十八号）
- 千九百九十九年の最悪の形態の児童労働条約（第百八十二号）

管理に関する条約

千九百四十七年の労働監督条約（第八十一号）

千九百六十四年の雇用政策条約（第二百二十二号）

千九百六十九年の労働監督（農業）条約（第二百二十九号）

千九百七十六年の三者の間の協議（国際労働基準）条約（第四百四十四号）

その他の文書

結社の自由、団体交渉及び労使関係

千九百七十五年の農業従事者団体条約（第四百四十一号）

千九百八十一年の団体交渉条約（第五百五十四号）

機会及び待遇の均等

千九百八十一年の家族的責任を有する労働者条約（第五百五十六号）

雇用に関する政策及びその促進

千九百六十四年の雇用政策勧告（第二百二十二号）

千九百八十三年の職業リハビリテーション及び雇用（障害者）条約（第百五十九号）

千九百八十四年の雇用政策（補足規定）勧告（第百六十九号）

千九百九十七年の民間職業仲介事業所条約（第百八十一号）

千九百九十八年の中小企業における雇用創出勧告（第百八十九号）

二千二年の協同組合の促進勧告（第百九十三号）

二千六年の雇用関係勧告（第百九十八号）

職業指導及び職業訓練

千九百七十五年の人的資源開発条約（第百四十二号）

二千四年の人的資源開発勧告（第百九十五号）

賃金

千九百四十九年の労働条項（公契約）条約（第九十四号）及び勧告（第八十四号）

千九百七十年の最低賃金決定条約（第百三十一号）及び勧告（第百三十五号）

職業上の安全及び健康

千九百八十一年の職業上の安全及び健康条約（第百五十五号）

二千一年の農業における安全及び健康条約（第百八十四号）及び勧告（第百九十二号）

二千六年の職業上の安全及び健康促進枠組条約（第百八十七号）

社会保障

千九百五十二年の社会保障（最低基準）条約（第百二号）

二千十二年の社会的な保護の土台勧告（第百二号）

母性保護

二千年の母性保護に関する条約（第百八十三号）

移民労働者

千九百四十九年の移民労働者条約（改正）（第九十七号）

千九百七十五年の移民労働者（補足規定）条約（第百四十三号）

HIV及びエイズ

二千十年のHIV及びエイズ勧告（第百号）

先住民族及び部族

千九百八十九年の先住民族及び部族条約（第百六十九号）

特別な種類の労働者

千九百九十六年の家内労働条約（第百七十七号）

二十一年の家事労働者条約（第百八十九号）及び勧告（第二百一号）

国際労働総会の決議

国際労働総会がその第九十六回会期において採択した持続可能な企業の促進に関する決議及び結論（二十七年）

国際労働総会がその第一百一回会期において採択した若年者の雇用の危機に関する決議及び結論（二十二年）

国際労働総会がその第百三回会期において採択した雇用に関する第二回の継続的な議論に関する決議及び結論（二十四年）

国際連合の文書

世界人権宣言（千九百四十八年）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（千九百六十六年）

市民的及び政治的権利に関する国際規約（千九百六十六年）

全ての移民労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約（千九百九十年）